

# 国立情報学研究所非常勤職員に関する 地位確認請求裁判で非常勤職員に勝利判決

（国家公務員非常勤職員に対する「雇止め＝解雇」不当の判決！）

## 東京地裁でゆうメイトにとっても非常に有利な判決が出されました

2006年3月24日、東京地裁において国立情報学研究所非常勤職員雇止め裁判の判決言い渡しがありました。この裁判は国家公務員非常勤職員の任期満了による雇止めをめぐる裁判であり、郵政でこの間闘われてきたゆうメイト裁判と基本的には同じです。

裁判では原告は岡山中央局裁判、被告は横浜青葉台局、港局裁判の判決をそれぞれ引用して、ゆうメイト裁判との関連の中で闘われた裁判でもありました。

判決は原告の地位を確認し、すべての賃金請求を認めるという画期的なものとなっています。

裁判長は、国情研・国側の権利濫用を指摘し、非常勤職員の任期更新にも期待権・信義則を認めるのが相当であるとし、さらに「任用を打ち切られる非常勤職員にとっては明日からの生活があるのであって、道具を取り替えるのとは訳が違うのである」として被告を戒め、非常に温かみのある格調高い判決です。

日本労働弁護団の重鎮であり、横浜青葉台局ゆうメイト裁判を担当し、本裁判の原告主任弁護士でもある伊藤幹郎弁護士は「労働裁判史上画期的な判決であり、36年間弁護士をやってきてこんなうれしいことはない。これでゆうメイトをはじめとする公務員非常勤職員の雇止め裁判で、国側の厚い壁にやっと小さな風穴を開ける事が出来た」と目を潤ませていました。

ある意味では、当然の判決とも言えますが、この判決は今後公務非常勤問題に大きな影響を与えるものであり、私達のゆうメイトに対する不当な「雇止め＝解雇」攻撃と闘う上でとても大きな励みになります。

郵政公社の使い捨てとも言えるゆうメイトの「雇止め＝解雇」に断固反対し、闘いましょう。

## 【東京地裁判決の要旨】

### 1、争点に関する裁判所判断

- ① 任命権者の、非常勤職員を任用をしない理由に合理性にかける場合。②任用拒絶が、不法、不当な目的で、裁量権の範囲を超えて、その濫用があった場合。③任用拒絶が、著しく正義に反し、社会通念上是認しえない場合。など、特段の事情が認められる場合には、権利濫用、権限濫用、の禁止に関する法理、ないし、信義則の法理により、任命権者は当該非常勤職員に対する任用更新を拒絶できないというべきである。

### 2、裁判所の判断

- ① 学術情報センター時代は、任用更新を希望した職員はほぼ漏れなく更新されていた。原告らは、ここは長く勤め続けられる職場だと認識を持っていた。
- ② 厚労省は告示357号「有期労働契約の締結、更新および雇止めに関する基準を定

める告示」において、期間のある契約は、期間満了後における更新の有無を明示するよう求めている。しかし、これは、私法上の告示であるから公務職場を対象としていない。しかし、公務員であっても民間の労働者と同様、その職を失えば一介の私人（無職者）となって、収入の道を絶たれるわけであるから、仮に任用更新をしないことが任用当初からはっきりしているのであれば、任命権者は更新がないことを明示し、再就職を探す機会を与える必要がある。

- ③ 他の公務職場の例では、可能な範囲で再就職の支援をおこなっている裁判がある。
- ④ 非常勤職員といっても、任期更新のたびに、職場への愛着を持つはずであり、その愛着を資源として職場に取り入れることは必要である。そのことに公務、民業とも変わりはない。
- ⑤ 非常勤職員に対する任期更新の当否は、外注化という方針もあろうが、任用を打ち切られた職員にとって、明日からの生活があるのであって、道具を取り替えるのとはわけが違うのである。
- ⑥ 本件の国情研は原告らに冷淡すぎたのではないかと感じる。永年勤めた職員に対して任用を打ち切るのであれば、適正な手続きを踏み、相応の礼を尽くすべきものと思料する。
- ⑦ 上記事情にもとにおいては、本件任用更新拒絶は、著しく正義に反し、社会通念上是認しえないというべきである。よって、任命権者たる国情研所長が、原告に対して任用を拒絶することは、信義則に反し、許されない。